

職員退職手当規程

(総則)

第1条 日本司法支援センター（以下「センター」という。）の常勤の職員（以下「職員」という。）に対する退職手当は、次の各号の退職金及び弔慰金とし、その支給については、この規程の定めるところによる。

(1) 退職金は、職員（職員就業規則（平成18年規程第13号。以下「就業規則」という。）

第3条の4第1項又は職員就業規則等の経過措置に関する細則第3条及び同第4条の規定により再雇用された職員を除く。）が退職し又は死亡したときに本人又は遺族に支給する。

(2) 弔慰金は、職員が死亡したときに遺族に支給する。

(退職金の額)

第2条 退職金の額は、次条から第7条までの規定により計算した退職金の基本額に、第8条の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額とする。

(自己都合による退職金基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職金の基本額は、職員が退職し又は死亡した日（以下「退職日」という。）における俸給月額（以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分し、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職金の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職金基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第14条及び第63条の2第3項ただし書に定める定年、同第13条の2第1項に定める期限の到来、同条第2項の規定により延長された期限の到来並びに同第3条の2及び同第3条の3に定める任期の満了により退職した者又は25年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で別に定める者に対する退職金の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（職務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職金の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職金基本額）

第5条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者、職務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し、就業規則第14条及び第63条の2第3項ただし書に定める定年、同第13条の2第1項に定める期限の到来、同条第2項の規定により延長された期限の到来並びに同第3条の2及び同第3条の3に定める任期の満了により退職した者又は25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で別に定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職金の基本額について準用する。

（俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職金の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（俸給月額の改定をする職員給与規程の改正がされ、又はこれに準ずる給与の支給の基準が定められた場合において、当該規程又は給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職金の基本

額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職金の基本額に相当する額
- (2) 退職日俸給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
ア その者に対する退職金の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職金の基本額の退職日俸給月額に対する割合
イ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職金を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、第10条第1項、第11条第1項及び同条第2項に定める職員としての引き続いた在職期間並びに同条第4項に定める休職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することを定めている地方公共団体に限る。）、又は国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第10条第4項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第14条第1項第1号若しくは同項第2号の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は国等の機関に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

（定年前早期退職者に対する退職金の基本額に係る特例）

- 第6条 前条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から別に定める一定の期間前までに退職した者であって、勤続年数が25年以上であり、かつ、その年齢が別に定める年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、「退職日俸給月額」は、「退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2を超えない範囲で別に定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。

（退職金の基本額の最高限度額）

- 第7条 第3条から前条までの規定により計算した退職金の基本額が退職日俸給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職金の基本額とする。

（退職金の調整額）

第8条 退職した者に対する退職金の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日に属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第8条第1項各号の規定に規定する休職（職務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病による休職を除く。）、第45条第4号の停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合は当該各月の調整月額）を合計した額とする。

区分	「給与規程」別表1及び2における該当級	金 額
第一号区分	別表2の第9号から第22号までの俸給月額を受けていた者	78,750円
第二号区分	別表1の職務の級が10級であった者	70,400円
第三号区分	別表1の職務の級が9級であった者	65,000円
第四号区分	別表1の職務の級が8級であった者	59,550円
第五号区分	別表1の職務の級が7級であった者	54,150円
第六号区分	別表1の職務の級が6級であった者	43,350円
第七号区分	別表1の職務の級が5級であった者	32,500円
第八号区分	別表1の職務の級が4級であった者	27,100円
第九号区分	別表1の職務の級が3級であった者	21,700円
第十号区分	第一号から第九号までのいずれの区分にも属しない者	0円

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に対する退職金の調整額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち、その者の都合により退職した者以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下の者 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち、その者の都合により退職した者以外の者でその勤続期間が零の者 零
- (3) その者の都合により退職した者でその勤続期間が10年以上24年以下の者 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) その者の都合により退職した者でその勤続期間が9年以下の者 零

3 退職した者で、同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、当該月において当該職員の区分のうち調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとし、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（退職金の額に係る特例）

第9条 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当する者に対する退職金の額が

退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条、第5条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職金の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは職員給与規程（平成18年規程第4号）に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額をいう。

（勤続期間の計算）

第10条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員として採用された日の属する月から退職日の属する月までの年月数による。ただし、当該期間のうち就業規則第8条第1項各号の規定による休職（職務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）又は就業規則第45条第4号の停職の期間があるときは、その月数の2分の1に相当する期間（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を前各項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

3 職員の育児介護休業規程（平成18年規程第14号）による育児休業期間があるときは、その月数の2分の1に相当する期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する期間。1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を前各項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

4 前3項の規定により計算した在職期間（以下「全在職期間」という。）に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、全在職期間が6月以上1年未満の場合には、これを1年とし、第3条第1項（傷病又は死亡による退職に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職金の基本額を計算する場合にあっては、全在職期間が6月未満の場合であっても、これを1年とする。

（国家公務員等の在職期間の特例）

第11条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国家公務員等となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職した（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合、又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。

5 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(弔慰金の額)

第12条 弔慰金の額は、退職日俸給月額に100分の400の割合を乗じて得た額とする。

(退職手当の支給)

第13条 退職手当は、法令により退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

2 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職金の支給制限)

第14条 次の各号の一に該当する場合は、当該退職をした者の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度等を勘案して、退職金の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 懲戒による解雇

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられたことによる解雇

(遺族の範囲及び順位)

第15条 第1条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

(遺族からの排除)

第16条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族とはしない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第17条 削除

(退職金の支給制限、支払の差止め及び返納の取扱い)

第18条 退職金の支給制限、支払の差止め及び返納の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第13条第1項、第2項、第5項及び第7項、第14条第1項及び第3項並びに第15条第1項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「懲戒解雇等処分」と読み替えるものとする。

(端数処理)

第19条 この規程によって算出された退職手当の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、センターの他の細則等に別段の定めのある場合を除いては、一般職の国家公務員の例に準じるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月10日から施行する。
- 2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職金の基本額は、第3条から第5条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の93.1を乗じて得た額とする。この場合において、第9条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。
- 3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職金の基本額は、同項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職金の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同法第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職金の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則（日本司法支援センター平成19年規程第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成22年規程第37号）

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成25年規程第16号）

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 第3条から第5条中「100分の97」とあるのは、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の99」とする。

附 則（日本司法支援センター平成27年規程第5号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成30年規程第8号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
（退職手当に関する経過措置）
- 2 改正後の職員退職手当規程（以下「新規程」という。）附則第2項（附則第4項及び附則第5項においてその例による場合を含む。）及び附則第3項の規定の適用については、新規程附則第2項中「100分の83.7」とあるのは、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においては「100分の92.5」と、同年4月1日から平成32年3月31日までの間においては「100分の88.1」とする。

附 則（日本司法支援センター令和3年規程第13号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和3年規程第19号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。
（退職手当に関する経過措置）
- 2 改正後の職員退職手当規程附則第2項中「100分の93.1」とあるのは、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間においては「100分の86.7」と、同年10月1日から令和5年9月30日までの間においては「100分の89.7」とする。

附 則（日本司法支援センター令和5年規程第4号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（退職手当に関する経過措置）
- 2 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項及び同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職金の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則（日本司法支援センター令和5年規程第4号）第2項」とする。
- 3 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項及び同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職金の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則（日本司法支援センター令和5年規程第4号）第3項」とする。

附 則（日本司法支援センター令和7年規程第14号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規程による改正後の第14条第2号の規定の適用については、禁錮以上の刑に処せられたことによる解雇は、拘禁刑以上の刑に処せられたことによるものとみなす。